

『同一労働同一賃金適用開始 昇給、賞与の検討に戸惑いも』

2021年4月より、中小企業においても「同一労働同一賃金」の対応が求められている。この制度は同じ企業に勤務する社員であるにも関わらず、正社員とパート労働者との間にある不合理な待遇格差をなくすことが目的の一つだ。多くの企業では、正社員とパート労働者を同一に扱ってこなかった長期にわたる歴史があり、なかなか意識が変わらず制度の変更にも戸惑う企業も少なくない。日本商工会議所と東京商工会議所は中小企業向けに同一労働同一賃金ガイドブックである「同一労働同一賃金まるわかりBOOK」を公開するなど、対応を後押しする動きもあるが、それでもなお多くの中小企業ではどのように対応すべきか戸惑っているようだ。



ましてやコロナ禍が長期化し、業績が悪化する企業も少なくない中、限られた原資をパート労働者に振り分けることへの抵抗感も根強い。しかし、不合理な待遇格差をめぐる訴訟も頻発している昨今、企業としてはそのようなリスクを避けるべきだ。そのためには基本給、各種手当、昇給、賞与、休暇など、様々な点において格差を無くす必要がある。厚生労働省が公表している同一労働同一賃金のガイドラインなどを参考にして、不合理な待遇格差をなくすよう心がける必要があるだろう。

『中小の3社に1社「過剰債務」 コロナ禍で売り上げ回復せず』

東京商工リサーチが発表した「過剰債務に関するアンケート調査」結果によると、中小企業の3社に1社が「過剰債務」を実感している実態が浮き彫りになった。同社は「新型コロナ禍で、中小企業の金融機関からの借入れが増加した一方、売り上げが回復せず、返済が困難な企業が増えている」と分析している。この調査は4月1日から12日までインターネットにより実施、8473社から回答を得た。

負債比率や有利子負債構成比率など財務数値に限定せず、債務の過剰感を聞いたところ、大企業では「コロナ前から過剰感」は8.0%（1146社中92社）、「コロナ後に過剰感」は9.1%（105社）で合計17.1%が「過剰債務」と回答した。中小企業では、それぞれ13.2%（7327社中971社）、21.8%（1597社）で、「過剰債務」は合計35.0%だった。「過剰感がある」と回答した企業の業種を見ると、飲食店が79.4%で最も多い。以下、飲食料品小売業（78.5%）と洗濯・理容・美容・浴場業（同）、道路・貨物運送業（75.0%）、その他の生活関連サービス業（70.3%）、その他の教育、学習支援業（69.3%）、「総合工事業」（65.0%）、娯楽業（63.2%）などが続いている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com